

# はなだよいとむろ

第44号

2022年1月 発行

〒243-0031 神奈川県厚木市戸室5-9-15  
TEL 046-225-8787 FAX 046-225-8711  
URL : <http://koujinkai.tomei.or.jp/>  
E-mail: [tokuyo-info@tomei.or.jp](mailto:tokuyo-info@tomei.or.jp)

## ～10周年を迎えて～

2012年1月4日に開設した「はなの家とむろ」は、多くの皆様のご理解とご支援を賜り、無事10周年を迎えることができました。この場を借りて、深く感謝申し上げます。

世界的なパンデミックとなったコロナ禍のため、ここ2年間は施設から感染を出さず、安全に暮らしていただくことが最重要事項となりました。ご家族や地域の方々との交流やボランティアの受け入れ等、少しずつ積み重ねてきた生活に潤いを与える活動が行えず、とても残念でなりません。

外部との交流は難しくなりましたが、限られた中でも、ユニットごとに楽しみを見つけ、今の様子を写真でお伝えする等、職員が協力して、利用者の笑顔をお届けできるように取り組んでくれたことは、10年の歩みと職員の成長を感じた出来事でした。

一日も早くコロナが終息することを願いつつ、これを節目に、施設理念である①その人らしい自律した人生を支える施設、②地域に開かれ地域と共に歩む運営の実践、③仕事に誇りを持てる職員、を3本柱として、これからも皆様に愛される施設を目指して進んでまいりますので、今後とも温かいご支援をお願い申し上げます。

理事長 立石 せい子

# 賀正



# 看護部だより



NO. 24



## 新型コロナウイルスに負けず、明るい毎日を！

日本での新型コロナウイルス感染者が激減し、不安や緊張が少し溶けてきた矢先・・・11月下旬に変異株である「オミクロン株」が確認されました。オミクロン株は、先のデルタ株と比べて感染力が高い事が確認されており、全世界で感染が拡大し、みなさんも不安を感じていると思います。

無症状・軽度の風邪症状である事が多く、感染に気が付かずに広めてしまう危険性があります。また、今の時期は「インフルエンザ」「ノロウイルス」等の感染症の罹患にも、注意が必要です！

基本の感染予防対策を改めて確認して、皆さん元気に明るい毎日を過ごしていきましょう！



### 基本の対策

#### ①感染症対策の実施

うがい・手洗い・マスクの着用・換気・三密の回避

#### ②免疫力を高める生活

バランスの良い食生活・質の良い睡眠・適度な運動



### 編集後記

前号でお伝えした、10周年記念ロゴが決定しました！どんなデザインになったのか、記念誌で皆様にお披露目します！

気持ちを引き締め、10年目も頑張ります！！今後とも、よろしくお願い致します。



## 特別養護老人ホーム はなの家とむろ



〒243-0031 神奈川県厚木市戸室5-9-15  
TEL 046-225-8787 FAX 046-225-8711  
URL : <http://koujinkai.tomei.or.jp/>  
E-mail: [tokuyo-info@tomei.or.jp](mailto:tokuyo-info@tomei.or.jp)

# 祝 敬老の日

今年も、「よろず音楽隊」に  
お願いして、敬老の日をお祝  
いさせていただきました。



## ♪ よろず音楽隊 ♪

東名厚木病院や関連施設の職員で結成された音楽サークルです。公民館や自治会主催のイベント等で演奏しているそうです。演奏する曲もみんなと一緒に楽しめるように、考えてくださっています。敬老会では、懐かしい曲を演奏していただき、入居者様も喜ばれていました。

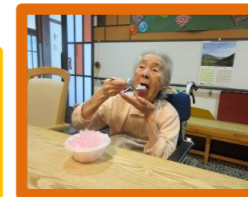


## ユニット紹介

### 2階 向日葵・紅葉

～自分の大切な人が住んでほしいユニットに～をモットーに従事させていただいております。ご入居者様に少しでも穏やかな時間が多くなり、ご家族の皆様へは、お父様・お母様の穏やかな暮らしが伝えられて、少しでも安心していただけるようにと考えております。

毎月、お楽しみの会を提案・実施させていただいており、たこ焼きパーティー・お好み焼きパーティーの時等は具材を混ぜていただいたり、かき氷の会の時では、かき氷機を回していただいたりと、出来る事を積極的にしていただきました。



これからもご入居者様に穏やかで笑顔が多い暮らしと、ご家族の皆様へはそのようなご報告ができますよう努めて参ります。

## 高額介護サービス費

利用者負担分の一ヶ月の支払い合計金額が負担限度額を超えた時に、超えた分が払い戻されます。  
※食事代・お部屋代などの自費の部分は対象となりません。

対象になる方には、市から申請用紙が届きます。手続きを忘れず行ってください。一度申請をしていただきますと、対象となった月は自動的に超えた分が口座に振り込まれます！



利用者負担段階区分	上限額（世帯合計）
年収約1160万円以上	140100円
年収約770万円以上～約1160万円未満	93000円
年収約383万円以上～約770万円未満	44400円
一般	44400円
住民税世帯非課税等	24600円
・合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万円以下の方 ・高齢福祉年金の受給者	15000円（個人）
・生活保護の利用者	15000円（個人）
・利用者負担を15000円に減額することで、生活保護の利用とならない場合	15000円

## 高額医療・高額介護合算療養費制度

医療保険と介護保険における、1年間の自己負担の合算額が、著しく高額であった場合に、負担額の一部が払い戻されます。  
※入院時の食事代・差額ベッド代・施設サービスなどでの食事代・お部屋代などの自費の部分は含まれません。

### ○ 70歳未満の方

所得区分 基礎控除後の総所得金額等	限度額 70歳未満の方がいる世帯
901万円超	212万円
600万円超 901万円以下	141万円
210万円超 600万円以下	67万円
210万円以下	60万円
住民票非課税世帯	34万円

### ○ 70歳以上の方

所得区分	限度額 70～74歳の方がいる世帯	後期高齢者医療制度で医療を受けている方がいる世帯
課税所得690万円以上	212万円	212万円
課税所得380万円以上	141万円	141万円
課税所得145万円以上	67万円	67万円
一般	56万円	56万円
低所得者Ⅱ	31万円	31万円
低所得者Ⅰ	19万円	19万円



毎年対象になる方には、保険者の市町村より、申請用紙が届きますので、手続きをお願いします♪詳しい内容については、保険者の市役所へお問い合わせください！  
介護保険制度改定で利用負担が増えたご家族も多いと思います。これらの制度を上手にご活用ください。